

下級裁判所裁判官指名諮問委員会大阪地域委員会（第6回）議事要旨

（大阪地域委員会庶務）

1 日時

平成16年9月21日（火）午前10時

2 場所

大阪高等裁判所委員会室

3 出席者

（委員長）鈴木茂嗣

（委員）河内鏡太郎，佐渡賢一，鳥越健治，水野武夫

（庶務）曾根大阪高裁総務課長，竹口大阪高裁総務課課長補佐

（説明者）小野大阪高裁事務局長

4 議題

- (1) 第9回及び第10回下級裁判所裁判官指名諮問委員会の協議結果について
- (2) 判事の再任等候補者の情報収集の在り方について
- (3) 平成16年度新任判事補候補者について
- (4) 日程その他

5 議事

- (1) 第9回及び第10回下級裁判所裁判官指名諮問委員会の協議結果について
 - 庶務（曾根大阪高裁総務課長）から，第9回及び第10回下級裁判所裁判官指名諮問委員会における協議結果について報告があった。
 - 地域委員の守秘義務について，委員から，「裁判官の指名等の手続をできるだけオープンにしようという指名諮問委員会発足の趣旨から，守秘義務の範囲については柔軟に対応すべきである。中央の委員会で協議してもらおうことだが，重点審議者の人数くらいは公表してもいいのではないか。」という意見が出され，これに対し，「重点審議者の人数が分かると，裁判官の間で疑心暗鬼が生じる。中央の委員会でも，ホームページ掲載の議事要旨に人数を出していないのは，そういう面への配慮からだと思う。」という意見が出された。
- (2) 判事の再任等候補者の情報収集の在り方について
 - 昨年と同様に，指名候補者の現任庁に対応する検察庁，弁護士会に候補者名簿を提供して情報収集の依頼をすることとし，その受付期間を10月22日までとすることとした。

- 重点審議者に関する情報収集は、重点審議者であることを特定せず、他の指名候補者と同様に、候補者名簿の提供による一般的な情報収集の方法により情報収集することとされた。
- 情報収集の依頼文は昨年と同様のものとするが、弁護士会宛の依頼文書には、中央の委員会での審議結果を踏まえて、情報収集における留意事項に関する文言をつけ加えることとされた。
- 弁護士からの情報収集の在り方について、委員から、「弁護士会を經由して提出するという単なる通過であれば、情報を取りまとめるということにはならないのではないか。昨年も、そういう考えで、弁護士会を經由した情報を中央の委員会に送付したと考えている。」という意見が出されたが、これに対し、「単なる通過と言うが、実態はそうではないのではないか。他の弁護士会では、内容が不十分ということで担当者が情報提供者を呼んで内容を補完させたケースがあったようで、それが中央の議論で出ている。情報が弁護士会で取捨選択されるおそれもあり、外見的にそういう疑いが生じるのは適当でない。また、昨年の取扱いは事後的な救済措置であり、本来は、弁護士会を通さず、直接地域委員会に提出してもらうように周知していただくべきものである。」という意見が出された。

(3) 平成16年度新任判事補候補者について

昨年同様、地域委員会による情報収集は行わず、特段の情報が寄せられた場合には、中央の委員会に提供することとされた。

(4) 日程その他

次回の地域委員会は、11月5日（金）午前10時から開催されることとなった。

なお、寄せられた情報については、各委員が次回までに閲覧できるよう、庶務において準備し、次回の地域委員会で情報を取りまとめ、中央の委員会に報告することとなった。